

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員等負傷
発生日時	令和3年5月26日 17時50分ごろ
発生場所	山口 ^{いわくに} 県岩国港 岩国港ENEOS原油棧橋施設灯から真方位147° 170m付近 (概位 北緯34° 12.1′ 東経132° 15.0′)
事故の概要	作業船第二 ^{すおう} 周防丸は、オイルフェンスのアンカーロープを引航中、アンカーロープが船長の右側頭部及び作業責任者の右顔面に当たり、2人が負傷した。
事故調査の経過	令和3年9月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第二周防丸、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	270-48818山口、岩国通船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 作業責任者
負傷者	軽傷 2人（船長、作業責任者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 北流約0.6ノット (kn)
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、作業責任者及び作業員を乗せ、他の作業船（以下「B船」という。）と共に、岩国港原油棧橋に向かい、船首を北方に向けて左舷着けで着棧したタンカーの船尾側に設置するオイルフェンスの展張作業を始めた。</p> <p>本船は、風潮流でオイルフェンスが北方に流される状況下、タンカーの右舷船尾側から南南東方に、また、B船は、タンカーの左舷船尾方から南南西方に向け、タンカーの船尾方2か所にオイルフェンスのアンカーを投下する作業を、2隻で同時に始めた。</p> <p>本船は、直径約18mm、長さ約80mの非浮揚性の合成繊維製のアンカーロープ（以下「本件ロープ」という。）の端に接続金具でアンカーを取り付け、本件ロープの端付近を結んだアイを船首部中央にあるたつにつにかけ、他端をオイルフェンスの接続金具に接続し、本件ロープを右舷方に出して、南南東方に向けて引航を始めた。</p> <p>本船は、船長が操舵区画で立って操船に当たり、作業責任者が左舷中央部で立ち、作業員が船首部左舷側でしゃがんだ姿勢で、約1～2knの対地速力で南南東進中、本船と同様にアンカーロープを南南西方に向けて引航していたB船が、先にアンカーを投下したところ、負荷</p>

	<p>がかかって緊張した本件ロープが跳ね上がり、船長の右側頭部と作業責任者の右顔面に当たって、作業責任者は左舷方に落水した。</p> <p>B船に乗船していた作業監督者は、オイルフェンス展開作業を請け負っていた会社（以下「本件会社」という。）に本事故の発生を連絡し、船長は、本件会社が要請した救急車で病院へ搬送され、右耳挫創と診断された。</p> <p>作業責任者は、上顎部に切創を負った。</p> <p>船長、作業責任者及び作業員は、救命胴衣、作業服及びヘルメットを着用していた。</p> <p>本件ロープが跳ねた瞬間を目撃した者はいなかった。</p> <p>本船は、本件ロープ引航時、本件ロープが跳ねても乗組員等に当たらないように、操舵区画の後部両端に高さ約1.6mのステンレス製の棒を立てていた。</p> <p>船長及び作業責任者は、2隻同時にアンカーを投下すると、オイルフェンスが北方に流されるので、B船が先にアンカーを投下し、オイルフェンスが流されないよう、本船が本件ロープの引航を続けていたので、本件ロープのみに負荷がかかり緊張して跳ね上がったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、風潮流によってオイルフェンスが北方へ流される状況下、本件ロープを引航しながら南南東進中、B船が先にアンカーを投下し、本件ロープに負荷がかかって緊張し、本件ロープが跳ね上がったことから、船長と作業責任者に当たり、負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、風潮流によってオイルフェンスが北方へ流される状況下、本件ロープを引航しながら南南東進中、B船が先にアンカーを投下し、本件ロープに負荷がかかって緊張し、本件ロープが跳ね上がったため、船長と作業責任者に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>本事故後、本件会社は作業手順を見直し、本件ロープのアイをかける位置を、船首部たつの下部とし、また、本船の操舵区画前面にフックを取り付け、輪状にしたアンカーロープ跳ね上がり防止用のロープを設置し、本件ロープを、アンカーロープ跳ね上がり防止用ロープに通して、本件ロープを引航することとし、本件ロープが跳ねないよう改善した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業責任者は、作業に先立ち乗組員等に対し、ロープが跳ね上がる危険性について周知し、対応を指導すること。